四の七　設備規則第四十九条の三十四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［五～七十二　略］

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二	三	四　特定無線設備の種別			
装置	試験項目	測定器等	［略］	備設線無の二の号一十二第項一第条二第	備設線無の三の号一十二第項一第条二第	［略］
［略］						
送信装置	比吸収率	比吸収率測定装置	［略］	○注13	○注13	［略］
［略］						
［略］						

［注　略］

［イ・ウ　略］

［(1)・(3)　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号―(1)関係）

［第一～第三　略］

第四　アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯若しくは900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

［略］

四の七　設備規則第五十四条第五号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備

［五～七十二　同上］

［2　同上］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	備設線無の二の号一十二第項一第条二第	備設線無の三の号一十二第項一第条二第	［同上］
［同上］						
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］			［同上］
［同上］						
［同上］						

［注　同上］

［イ・ウ　同上］

［(1)・(3)　同上］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号―(1)関係）

［第一～第三　同左］

第四　アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯、900MHz帯若しくは920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［同左］